

## 中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関する ガイドラインに基づく保証債務の整理手順

本手順は、産業競争力強化法第134条第1項の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」という。）又は中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」という。）が実施する、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づく保証債務の整理の支援を実施する業務（以下、「保証債務整理支援業務」という。）について、その内容、手続、基準等を定めるものである。なお、本手順で使用する用語について、本手順中に特段の定義がない場合にはガイドラインに従うものとする。

### 1. 目的

本手順は、認定支援機関又は全国本部の支援業務部門（以下、総称して「実施部門」という。）において、幅広く中小企業者及びその経営者等から保証債務の整理に関する相談を受けるとともに、保証債務整理支援業務に対応することで、ガイドラインの目的である中小企業金融の実務の円滑化を実現し、中小企業の活力の再生に向けた取り組みを促すことを目的としている。

### 2. 保証債務整理支援業務の内容

- ① 実施部門は、ガイドラインに基づき、保証債務の整理に係る相談（窓口相談：第一次対応）に応じる。窓口相談の業務手順は「3. 窓口相談（第一次対応）」のとおりとする。
- ② 実施部門は、窓口相談（第一次対応）で把握した保証人の状況に基づき、実施部門において弁済計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関経験者等）を活用しつつ、債権者等との連携を図りながら具体的で実現可能な弁済計画の策定支援（弁済計画策定支援：第二次対応）を行う。弁済計画策定支援の業務手順は「4. 弁済計画策定支援（第二次対応）」のとおりとする。
- ③ 統括責任者は、中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の会長（ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、事業再生支援センター長とする。）に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行う。

### 3. 窓口相談（第一次対応）

窓口相談の業務手順は、以下のとおりとする。

- ① 実施部門は、相談に応じる時間を定め、保証人及び支援専門家（ガイドライン第5項（2）ロに規定する支援専門家。以下、保証人及び支援専門家を総称して「保証人ら」という。）の連名の申し出により（相談申込書（書式1）の受理）、統括責任者補佐（場合によっては統括責任者）が対応する。なお、保証人に支援専門家がない場合には、統括責任者は、必要に応じて、支援専門家候補を紹介することができる。また、統括責任者は、支援専門家の適性を有する統括責任者補佐についても、支援専門家候補とすることができる。
- ② 統括責任者及び統括責任者補佐は、保証人らから保証債務の整理に向けた取り組みの相談を受け、以下に掲げる事項を把握し、課題の解決に向けた適切な助言、支援機関等の紹介を行う。
  - ・ 保証契約の概要
  - ・ 主たる債務者たる中小企業者（以下、「主債務者」という。）の法的債務整理手続又は準則型私的整理手続（ガイドライン第7項（1）ロに規定する法的債務整理手続又は準則型私的整理手続）における状況
  - ・ 保証人の資産及び債務の状況
  - ・ 主債務者の資産及び債務の状況
  - ・ 保証人の破産法第252条第1項（第10号を除く。）に規定する免責不許可事由に関する状況
  - ・ 取引金融機関との関係
  - ・ 主債務者の窮境原因、経営責任の内容
  - ・ 残存資産（ガイドライン第7項（3）③に規定する保証人の手元に残すことのできる資産）の範囲に関する意向
  - ・ 弁済計画の方針
- ③ 統括責任者又は統括責任者補佐は、窓口相談で把握した保証人及び主債務者に関する状況を基に、保証人の承諾を得て、対象債権者（ガイドライン第1項に規定する対象債権者）の全部又は一部に対し、その意向を確認することができる。
- ④ 統括責任者は、対象債権者の意向等を踏まえ、弁済計画策定支援をすることが困

難と判断した場合には、保証人らにその旨を伝え、必要に応じて、弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

- ⑤ 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従って窓口相談対応報告書を作成し、各経済産業局及び沖縄総合事務局（以下、「各経済産業局等」という。）に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする（ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁に提出するとともに、その写しを全国本部にて保管するものとする。）。

#### 4. 弁済計画策定支援（第二次対応）

弁済計画策定支援の業務手順は、以下のとおりとする。

##### （1）対象となる保証人

弁済計画策定支援は、ガイドライン第7項（1）に規定する要件を満たす保証人を対象とする。

##### （2）弁済計画策定支援の開始

- ① 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）で把握した状況を基に、弁済計画の策定を支援することが適当であると判断した場合には、保証人らから利用申請書（書式2）及びその添付資料（別紙1）の提出を受ける。
- ② 統括責任者及び統括責任者補佐は、提出された利用申請書及びその添付資料の記載事項を確認するとともに、保証人の承諾を得て、対象債権者の意向を確認する。
- ③ 統括責任者は、利用申請書の記載事項及び対象債権者の意向を踏まえ、認定支援機関の長（ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、事業再生支援センター長とする。）と協議の上、弁済計画の策定を支援することを決定する。なお、統括責任者は、利用申請書の記載事項及び対象債権者の意向を踏まえ、弁済計画策定支援をすることが困難と判断した場合には、保証人らにその旨を伝える。
- ④ 統括責任者は、弁済計画策定支援を行うことを決定した場合には、その旨を保証人らに通知する。また、保証人の状況に応じて、対象債権者に対し、弁済計画策定支援を行うことを伝え、協力を要請する。

- ⑤ 統括責任者は、弁済計画策定支援を行うことを決定した場合には、原則として、ガイドライン第7項（3）①に従って、保証人、支援専門家及び協議会の連名で返済猶予等の要請（書式3）を行うこととする。また、統括責任者は、ガイドライン第7項（2）イに規定する場合（以下、「一体整理」という。）には、必要に応じて主たる債務及び保証債務の返済猶予等を同時に行う等主たる債務及び保証債務の一体整理が円滑に進むように助言を行う。
- ⑥ 統括責任者は、弁済計画策定支援を行うことを決定した場合には、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応開始報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする（ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁に提出するとともに、その写しを全国本部にて保管するものとする。）。

### （3）個別支援チームの編成

- ① 統括責任者は、統括責任者や統括責任者補佐の他、外部専門家から構成される個別支援チームを編成し、弁済計画の策定の支援を行う（ただし、個別支援チームには弁護士を含むものとし、支援専門家に就任した統括責任者補佐を含むことはできない）。なお、一体整理の場合、本手順により編成される個別支援チームは、主債務者に対する再生計画策定支援の開始により編成された個別支援チームと同一の構成であることを妨げない。
- ② 統括責任者は、原則として、統括責任者補佐の出向元が主要債権者（対象債権者のうち、保証人に対する債権額が上位のシェアを占める債権者。）となる弁済計画策定支援を行う場合、統括責任者補佐が保証人又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該統括責任者補佐を個別支援チームの一員として参画させてはならない。ただし、当該統括責任者補佐を参画させないことにより当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、統括責任者は保証人及び対象債権者等の承諾を得て、当該統括責任者補佐を個別支援チームに参画させることができる。
- ③ 統括責任者は、保証人及び主要債権者との間に利害関係を有しない外部専門家を選定する。

#### (4) 弁済計画案の作成

- ① 個別支援チームは、保証人による資力に関する情報の開示、支援専門家による確認等を通じ、保証人の資産及び債務の状況を把握し、それに基づき、保証人の弁済計画案の作成を支援する。
- ② 保証人は、開示した情報の内容の正確性について表明保証を行うとともに、個別支援チームの支援のもと、ガイドラインにしたがった弁済計画案を作成する。また、支援専門家は、対象債権者からの求めに応じて、保証人による表明保証の適正性につき確認を行い、報告を行うものとする。
- ③ 保証人ら及び個別支援チームは、資産及び債務の状況の調査や弁済計画案作成の進捗状況に応じて適宜会議を開催し、協議・検討を行う。この会議には、必要に応じて、対象債権者、主債務者等も参加することができる。

#### (5) 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容は、ガイドライン第7項(3)②から⑤の規定に従った内容とする。なお、一体整理の場合には、原則として、主債務者の再生計画案に保証人の弁済計画案も記載するものとする。

#### (6) 弁済計画案の調査報告

- ① 個別支援チームに参画した弁護士は、弁済計画案の内容の相当性及び実行可能性を調査し、調査報告書を作成の上、対象債権者に提出する。
- ② 調査報告書には、次に掲げる事項を含めるものとする。
  - (i) 弁済計画案の内容
  - (ii) 弁済計画案の実行可能性
  - (iii) 経済合理性
  - (iv) 破産手続における自由財産及び担保提供資産に加えてその余の資産を残存資産に含める場合には、その相当性

#### (7) 債権者会議の開催と弁済計画の成立

- ① 保証人らにより弁済計画案が作成された後、保証人ら及び個別支援チームが協力の上、全ての対象債権者による債権者会議を開催する。債権者会議では、対象債権者全員に対し、弁済計画案の調査結果を報告するとともに、弁済計画案の説明、質

疑応答及び意見交換を行い、対象債権者が弁済計画案に対する同意不同意の意見を表明する期限を定める。なお、債権者会議を開催せず、弁済計画案の説明等を持ち回りにより実施することは妨げない。

- ② 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を文書等により確認した時点で弁済計画は成立する。なお、一体整理の場合には、主債務者の再生計画案についての同意をもって、弁済計画案についての同意があったものとみなすことができる。
- ③ 対象債権者の一部から弁済計画案について同意が得られない場合において、不同意の対象債権者を除外しても弁済計画の実行上影響が無いと判断できる場合には、不同意の対象債権者からの権利変更を除外した変更計画を作成し、不同意の対象債権者以外の対象債権者の全てから同意を得た場合には、変更後の弁済計画の成立を認めることができる。
- ④ 保証人ら及び個別支援チームは、対象債権者等と協議の上、必要に応じて弁済計画案を修正し、対象債権者の合意形成に努める。

#### (8) 弁済計画策定支援の完了

- ① 弁済計画策定支援の完了時点は、弁済計画が成立した時点とする。
- ② 統括責任者は、弁済計画策定支援が完了した場合、支援内容を認定支援機関の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応完了報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする（ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁に提出するとともに、その写しを全国本部にて保管するものとする。）。

#### (9) 弁済計画策定支援の終了

- ① 弁済計画策定支援を開始した後、弁済計画案の作成を断念した場合、弁済計画について全ての対象債権者の同意を得られる見込みがない場合、弁済計画について全ての対象債権者の同意を得られなかった場合（ただし、本手順4.（7）③に基づき変更後の弁済計画が成立した場合を除く。）など、弁済計画策定支援が完了しないことが明らかとなったとき、統括責任者は、保証人らに対して弁済計画策定支援の終了を通知するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応終了報告

書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする（ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁に提出するとともに、その写しを全国本部にて保管するものとする。）。

② ①の場合であっても、実施部門は、保証人らの要請に基づき、専門家の紹介など可能な範囲での支援を行うことができる。

#### 5. 弁済計画策定支援が完了した案件の公表

弁済計画策定支援が完了した案件の公表については、原則として、実施部門における完了手続が行われた後、中小企業庁において、全国の案件を取りまとめ、集計の上、これを行うことができる。

#### 6. 守秘義務

(1) 認定支援機関及び全国本部の役職員（統括責任者、統括責任者補佐、外部専門家を含む。）、協議会の委員又はこれらの職にあった者は、本業務においてその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 認定支援機関及び全国本部は、①統括責任者、統括責任者補佐の委嘱、②外部専門家の委嘱等において、在職中、退任後を問わず保証人の了承を得た場合を除いていかなる情報も第三者に開示しない旨を明記した文書を徴求する。

(3) 万が一、守秘について、保証人が疑義を持つような状況が生じた場合には、保証人の申し出に基づいて、各経済産業局等（全国本部の支援業務部門が実施する場合には、機構）が事実関係を調査し、その調査結果を保証人に報告する。

(4) 実施部門が窓口相談（第一次対応）及び弁済計画策定支援（第二次対応）の過程で作成する報告書等保証人に係る書類一切は、保証人の文書による事前了承を得た先に対してその写し（電子ファイルを含む。）を交付する以外は、実施部門において厳重に管理する。

(書式1)  
< 第一次対応 >

〇〇中小企業再生支援協議会 支援業務部門 御中

## 相談申込書

私は、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」といいます。)の記載内容を十分に理解のうえ、[主たる債務者名]を主たる債務者とする保証債務の整理に関し、支援専門家と連名で窓口相談(第一次対応)を申し込みます。

なお、私の相談内容が守秘義務により保護されるものであり、本事業の遂行のために経済産業省(各経済産業局等も含む)、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に開示される以外に、私の承諾なく、その他の第三者に開示されないことを理解いたしました(注)。

また、ガイドライン第7項(3)③に基づき、主たる債務の整理手続の終結後に保証債務の整理を開始した場合には、終結前に開始した場合と比較して、残余財産の範囲が制限されることを理解するとともに、窓口相談や利用申請の結果、〇〇中小企業再生支援協議会において保証債務の整理が開始できなかった場合又は弁済計画が不成立に終わった場合の一切の不利益は私の責任であることを確認しました。

平成 年 月 日

主たる債務者名 \_\_\_\_\_

保証人 (住 所)

(氏 名)

\_\_\_\_\_

支援専門家 (住 所)

(氏 名)

\_\_\_\_\_

(注) 但し、裁判所若しくは行政上の命令(行政指導を含む)又は法令により開示が要請される場合はこの限りではありません。

〇〇〇中小企業再生支援協議会 支援業務部門 御中

## 利用申請書

私は、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」といいます。)に基づき、[主たる債務者名]を主たる債務者とする保証債務の整理に関し、貴協議会による保証債務の整理(第二次対応)を申し込みます。

なお、私の平成〇〇年〇月〇日時点における資産の状況は別紙1のとおりであり、残存資産の範囲についての意向及び私に関する破産法第252条第1項(第10号を除く。)に規定される免責不許可事由に関する状況は下記のとおりです。

私は、保証債務の整理に際しては、「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」に従うとともに、ガイドラインに従った弁済計画案を策定することを約します。

また、私は、別紙3に定義される反社会的勢力のいずれにも該当しないことを誓約します。

### 記

#### 【残存資産の範囲の意向確認】

保証債務の整理の申し込みにあたり、破産法上の自由財産及び担保提供資産を超える一定の財産について、保証債務の履行の対象とせずに保証人の手元に残すことを希望するか。

希望しない

希望する

※「希望する」に該当する場合、残すことを希望する財産の内容を記載してください。

.....  
.....  
.....  
.....

#### 【免責不許可事由に関する確認】

破産法第252条第1項(第10号を除く。)に規定される免責不許可事由(別紙2記載の事由)が生じておらず、そのおそれもないことの有無

無し

有り

※「有り」に該当する場合、免責不許可事由に該当する事由又はそのおそれのある事由の内容を記載してください。

.....  
.....  
.....  
.....

平成 年 月 日

主たる債務者名

---

保証人 (住 所)

(氏 名)

---

本利用申請書（別紙 1 を含む。）の記載内容を確認し、保証人と連名で利用を申し込みます。

支援専門家 (住 所)

(氏 名)

---

### 資産に関する状況

(平成〇〇年〇月〇日時点)

1. 現金 \_\_\_\_\_ 円

2. 預金

金融機関・支店名	口座の種類	口座番号	残高(千円)

3. 不動産

種別	所在地	地目／構造・規模	地積／床面積(m <sup>2</sup> )	備考(借入状況、担保状況等)

4. 貸付金

相手方	金額	備考(回収見込等)

5. 保険

保険会社名	証券番号	解約返戻金額	備考

6. 有価証券・ゴルフ会員権等

種類	数量	評価額	備考(担保状況等)

7. その他資産(貴金属、美術品等)

品名	購入金額	備考(換価可能性等)

(別紙2)

**破産法第252条第1項(第10号を除く。)に規定される免責不許可事由**

第1号	詐害目的での財産の不利益処分(資産の隠匿、損壊、廉価売却等)
第2号	不当な債務負担行為(破産手続遅延目的による不利益債務負担行為等)
第3号	不当な偏頗行為(非義務行為についての偏頗弁済等)
第4号	浪費、賭博その他射幸行為
第5号	詐術による信用取引(氏名・収入・他からの債務額等について事実と異なる申告をして借り入れたり、商品を購入したりしたこと等)
第6号	帳簿隠滅、偽造、変造行為(税務申告書の隠滅、偽造等)
第7号	虚偽の債権者名簿提出行為
第8号	裁判所に対する破産手続上の説明義務違反
第9号	破産管財人等にたしうる不正な手段による職務妨害行為

## 反社会的勢力の定義

反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- 四 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- 五 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 七 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりをもつて、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- 八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

(書式3)

<第二次対応>

平成〇〇年〇月〇日

対象債権者各位

## 返済猶予等のお願い

〇〇商工会議所  
支援業務部門  
統括責任者 〇〇 〇〇 印

(主たる債務者) 〇〇〇〇  
(保証人) 〇〇 〇〇 印

(支援専門家) 〇〇 〇〇 印

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、中小企業再生支援協議会事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成〇〇年〇月〇日に、[保証人名] について、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」(以下、「本手順」といいます。)に基づき弁済計画策定支援(第二次対応)を開始することとなりました。これに伴い、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までの間、保証債務の返済のご猶予をお願い申し上げます。対象債権者におかれましては、本手順に基づく保証債務の整理にご協力賜りたく、下記の行為を差し控えて頂くようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 平成〇年〇月〇日における保証債務の残高を減らすこと
2. 弁済の請求・受領、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなすこと
3. 追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押・仮処分や法的倒産処理手続の申立てをすること

以上